

児童手当の制度改正について

令和4年6月から児童手当制度の一部が変わります。

改正：特例給付の支給に係わる所得上限額の新設

児童を養育している方の所得額に応じて手当額が決定し、支給しています。

今回の改正では、所得上限限度額を新設し、所得が一定以上ある場合には児童手当等が支給されません。

児童手当支給額について（令和4年6月分から）

- ・ 所得が表①未満の場合、児童手当（月額 15,000 円または 10,000 円）を支給
- ・ 所得が表①以上②未満の場合、特例給付（月額 5,000 円）を支給
- ・ **【新設】所得が表②以上の場合、児童手当等は支給されません**

※所得が表②以上となり児童手当等が支給されなくなったあと、所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要になりますのでご注意ください。

<児童手当所得制限限度額>

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族である時は44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

※ご注意ください※

今回の制度改正が影響するのは10月支給分（令和4年6～9月分）からです。

6月10日支給分（令和4年2～5月分）には影響しません。